

令和5年度

尼崎市不育症治療支援事業 申請に関する説明

I 申請方法

- ・必要書類をそろえて、尼崎市保健所健康増進課に提出してください。
- ・検査・治療を行った日の属する年度内または、治療期間の末日(受診等証明書の治療期間の末日)から3か月以内で、どちらか遅い日までに提出してください。

(受付期間) 治療期間の末日が 4月～12月の方⇒年度内(3月末日まで)
1月～3月の方 ⇒3か月以内

※治療等を受けている途中で43歳になられた方は、年度内(3月末日まで)にご申請ください。

※治療等が年度をまたいで継続している場合も、治療期間の末日は3月末日とみなします。1年度ごと(4月1日～翌年3月末日)に申請が必要です。

II 必要書類

- ①尼崎市不育症治療支援事業申請書(第1号様式)(ご夫婦それぞれの自署が必要です)
- ②尼崎市不育症治療支援事業世帯調書(第1号の2様式)
- ③尼崎市不育症治療支援事業受診等証明書(第2号様式)
- ④戸籍謄本(抄本)(婚姻日を確認するため、初回申請時のみ提出が必要となります)
- ⑤住民票の写しなど、尼崎市内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類(発行後3か月以内のもの)
- ⑥領収書の原本(指定医療機関の発行するもので、受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの)
- ⑧振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの)

※⑤住民票の写しについて

裏面の別表★印に該当する場合は省略可ですが、省略できない場合や他書類が必要な場合がありますので、別表に掲げる証明書類をご確認いただき、ご持参ください。

令和5年4月1日から受けられた検査・治療については、これまでの所得制限が撤廃されます。

令和5年3月31日以前の検査・治療については所得制限※がありますのでご注意ください。

※夫婦合算した前年(1月から5月までに申請する場合は前々年)の所得額が400万円未満であれば助成の対象となります。ご夫婦それぞれの総所得額を証明する書類(市町村が発行する住民税課税証明書。源泉徴収票は不可)が必要となりますが、尼崎市が書類の内容について調査することに同意していただければ、省略できる場合があります。

(別表) 尼崎市に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類

状 況		必 要 書 類	備 考
夫婦が同一世帯	世帯主が夫または妻	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載)★	夫および妻が尼崎市内に居住する場合のみ
	世帯主が夫でも妻でもない	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) (戸籍の筆頭者を記載)	
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する等により別姓	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載)★ ・日本国籍を有する者の戸籍謄本(抄本) ※ 住民票だけで夫婦関係が証明できない (続柄の記載がない)場合	
	夫および妻が外国籍を有し、かつ別姓	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載)★ ・婚姻日を証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)	
夫婦が別世帯	夫および妻が日本国籍を有する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの)★ ・戸籍謄本(夫婦両方記載あるもの)	夫または妻が尼崎市外に居住する場合を含む
	夫または妻のいずれか一方が外国籍を有する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの)★ ・日本国籍を有するものの戸籍謄本(抄本)	
	夫および妻が外国籍を有する	・住民票の写し(尼崎市内在住者のもの)★ ・婚姻日および婚姻関係を証明する書類 (外国語による書類の場合は日本語訳を添付)	

Ⅲ 相談・問い合わせ先

尼崎市保健所健康増進課 電話 06-4869-3033 FAX06-4869-3049
 〒 660-0052 尼崎市七松町1-3-1 502
 JR 立花駅前フェスタ立花南館5階